

**令和 8 年度茨城県私立高等学校等奨学給付金
(専攻科の生徒への奨学のための給付金) 支給要項**

(趣旨)

第 1 条 知事は、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱第 2 条に規定する高等学校等専攻科のうち私立の高等学校等専攻科（以下「専攻科」という。）の生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減し、生徒の就学を支援するため、予算の範囲内において茨城県私立高等学校等奨学給付金（以下「給付金」という。）を支給するものとし、その給付金の支給については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(支給対象者等)

第 2 条 支給対象者及び支給対象経費は、次の表のとおりとする。

支給対象者	支給対象経費
<p>給付金は、令和 8 年 7 月 1 日（以下「基準日」という。）において、次の各号のすべてに該当する世帯の「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱」別表 1 に規定する生徒を新制度、別表 2 に規定する生徒を旧制度の対象とし、それぞれの生計維持者に対して支給する。</p> <p>(1) 生計維持者等全員の当該年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が、105,500 円未満である世帯、若しくは 105,500 円以上 264,500 円未満であり扶養する子が 3 人以上の世帯であること。</p> <p>(2) 生計維持者等が茨城県の区域内に住所を有する者であること。</p> <p>(3) 生徒が、原則として平成 26 年 4 月 1 日以降に対象となる専攻科に入学し、基準日現在に在籍し就学している者であること。ただし、以下に該当する場合は、支給対象外とする。</p> <p>ア 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和 5 年 5 月 10 日こ支家第 47 号）」による措置費等の支弁対象となる生徒であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く。）が措置されている場合</p> <p>イ 基準日において、休学している場合</p>	<p>授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA 会費、入学学用品費等）</p>

2 前項の規定は、家計急変により生計維持者等の収入が減少し、前項表中における支給対象者の（1）に相当することとなった世帯（以下「家計急変が生じた世帯」という。）に準用する。

(給付金の支給額等)

第3条 給付金の額は、新制度においては別表1、別表2、別表3、旧制度においては別表4、別表5、別表6に掲げる生徒が該当する世帯区分及び課程区分に応じた額とする。

2 給付の回数は、1人の生徒につき年1回、通算2回を上限とする。

(給付金の受給申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする生計維持者等(以下「申請者」という。)は、別表5に掲げる書類を別に定める期日までに知事に提出するものとする。ただし、生徒が茨城県の区域内に所在する私立高等学校等専攻科に在籍する場合は、在籍する私立高等学校等の設置者に別表5に掲げる書類を提出し、私立高等学校等の設置者は、別に定める期日までに受給申請者一覧(様式第2号)を知事に提出するものとする。

(給付金の支給の決定)

第5条 知事は、前条による申請に基づき、給付金の支給について、支給又は不支給の決定を行うものとする。

2 知事は、申請者に対し、支給又は不支給についてその旨を当該申請者に令和8年度茨城県私立高等学校等奨学給付金支給決定通知書(様式第3号)又は令和8年度茨城県私立高等学校等奨学給付金不支給決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。ただし、生徒が茨城県の区域内に所在する私立高等学校等専攻科に在籍する場合は、私立高等学校等の設置者に対し、支給又は不支給についてその旨を令和8年度茨城県私立高等学校等奨学給付金支給決定について(様式第5号)により通知し、私立高等学校等の設置者は、令和8年度茨城県私立高等学校等奨学給付金支給決定について(様式第6号)又は令和8年度茨城県私立高等学校等奨学給付金不支給決定について(様式第7号)を作成し、申請者に通知するものとする。

(給付金の支給の方法)

第6条 知事は、前条第1項の規定による給付金の支給の決定を受けた者(以下「受給者」という。)に対し、給付金を支給する。ただし、生徒が茨城県の区域内に所在する私立高等学校等専攻科に在籍する場合は、私立高等学校等の設置者を通じて支給する。

2 給付金の受領につき申請者から委任状(様式第8号)により委任を受けた私立高等学校等の設置者は、その給付金を以下のいずれかのお取り扱い扱うものとする。

(1) 申請者に対して適正に支給する。

(2) 設置する私立高等学校等が申請者から徴収する授業料以外の教育に必要な経費に充当する。

(給付金の支給の決定の取消し等)

第7条 知事は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の支給の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

- (1) 給付金の支給を受けることを辞退したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により給付の決定を受けたとき。
- (3) その他給付金を支給することが適当でないと認めるとき。

(給付金の支給の決定の取消し等の通知)

第8条 知事は、前条の規定による給付金の支給の決定の取消し等を決定したときは、その旨を令和8年度茨城県私立高等学校等奨学給付金支給決定取消通知書(様式第9号)により当該受給権者に通知するものとする。ただし、生徒が茨城県の区域内に所在する私立高等学校等専攻科に在籍する場合は、私立高等学校等の設置者に対し、その旨を令和8年度茨城県私立高等学校等奨学給付金支給決定取消通知書(様式第10号)により通知するものとし、私立高等学校等の設置者は、当該受給者に支給決定取消について、令和8年度茨城県私立高等学校等奨学給付金支給決定取消について(様式第11号)により通知するものとする。

(給付金の返還)

第9条 受給者は、前条の規定による給付金の支給の決定の取消しの通知を受けた場合において、既に給付金が支給されているときは、知事の命ずるところにより、給付金を返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和8年6月29日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

【新制度の対象者】

別表 1 (要項第 3 条関係)

世帯区分		課程区分	給付額 (年額)
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が右記のとおりである世帯に扶養されている生徒	ア 非課税である世帯	専攻科	1 人当たり 52,100 円
	イ 100 円以上 105,500 円未満である世帯		1 人当たり 17,370 円
	ウ 105,500 円以上 264,500 円未満であり、扶養する子が 3 人以上いる世帯		1 人当たり 13,030 円

【備考】

- 「扶養する子が 3 人以上いる世帯」とは、市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が 3 人以上であり、かつ、生徒が生計維持者に扶養されていることをいう。
- 「扶養する子が 3 人以上いる世帯」の確認については、市町村民税における扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等及び生計維持者の市町村民税における扶養親族の内訳を申告する書類 (様式 14 扶養誓約書等) にて確認することを標準とする。

別表 2 (要項第 3 条関係) 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合の別表 1 に掲げる給付金の加算額

世帯区分		課程区分	給付額 (年額)
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が右記のとおりである世帯に扶養されている生徒	ア 非課税である世帯	専攻科	1 人当たり 81,000 円
	イ 100 円以上 105,500 円未満である世帯		1 人当たり 27,000 円
	ウ 105,500 円以上 264,500 円未満であり、扶養する子が 3 人以上いる世帯		1 人当たり 20,250 円

【備考】

- 7 月 1 日までに災害等が発生した場合は 7 月 1 日時点、災害が発生した日が 7 月 2 日以降の場合は、申請のあった月の翌月 (災害等が発生した日が申請のあった月の 1 日の場合は、申請のあった月) の 1 日時点の状況で判断する。

別表3（要項第3条関係）7月2日以降に家計急変が生じ申請のあった世帯の給付金の額

世帯区分		課程区分	給付額（月額）
家計急変による経済的理由から「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が右記のとおりである世帯」に相当する世帯に扶養されている生徒	ア 「非課税である世帯」に相当する世帯	専攻科	52,100円 × 家計急変が生じ、申請のあった日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から令和8年3月までの月数 / 12ヶ月
	イ 「100円以上105,500円未満である世帯」に相当する世帯		17,370円 × （以下、世帯区分「ア」と同条件）
	ウ 「105,500円以上264,500円未満である世帯」に相当する世帯であり、扶養する子が3人以上いる世帯		13,030円 × （以下、世帯区分「ア」と同条件）

【備考】

- 4月2日以降7月1日までに家計急変が生じた世帯については、別表1に掲げる給付額（年額）とする。
- 「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税である世帯」に相当する世帯の判定方法
 家計急変発生後の収入見込額、人的控除等に基づき、都道府県民所得割額及び市町村民税所得割額の合算額を試算し、その合算額が非課税であることを判定する。
 上記の方法での判定が困難な場合は、以下の算定式を用いて判定する。
 - ・ 控除対象配偶者又は扶養親族がいる場合
 家計急変後の年間総所得金額（見込み） \leq 35万円 ×（本人・同一生計配偶者・扶養親族の合計人数）+ 42万円
 - ・ 控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合
 家計急変後の年間総所得金額（見込み） \leq 35万円
- 「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が、上記イ、ウに該当する世帯」に相当する世帯の判定については、個別確認とする。

【旧制度の対象者】

別表4（要項第3条関係）

世帯区分		課程区分	給付額（年額）
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が右記のとおりである世帯に扶養されている生徒	ア 非課税である世帯	専攻科	1人当たり 52,100円
	イ 100円以上105,500円未満である世帯		1人当たり 10,420円
	ウ 105,500円以上264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯		1人当たり 10,420円

【備考】

- 「扶養する子が3人以上いる世帯」とは、市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が3人以上であり、かつ、生徒が生計維持者に扶養されていることをいう。
- 「扶養する子が3人以上いる世帯」の確認については、市町村民税における扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等及び生計維持者の市町村民税における扶養親族の内訳を申告する書類（様式14扶養誓約書等）にて確認することを標準とする。

別表5（要項第3条関係）着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合の別表1に掲げる給付金の加算額

世帯区分		課程区分	給付額（年額）
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が右記のとおりである世帯に扶養されている生徒	ア 非課税である世帯	専攻科	1人当たり 81,000円
	イ 100円以上105,500円未満である世帯		1人当たり 16,200円
	ウ 105,500円以上264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯		1人当たり 16,200円

【備考】

- 7月1日までに災害等が発生した場合は7月1日時点、災害が発生した日が7月2日以降の場合は、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日時点の状況で判断する。

別表6（要項第3条関係）7月2日以降に家計急変が生じ申請のあった世帯の給付金の額

世帯区分		課程区分	給付額（月額）
家計急変による経済的理由から「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が右記のとおりである世帯」に相当する世帯（1の場合を除く。）に扶養されている生徒	ア 「非課税である世帯」に相当する世帯	専攻科	52,100円 × 家計急変が生じ、申請のあった日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から令和8年3月までの月数 / 12ヶ月
	イ 「105,500円未満である世帯」に相当する世帯		10,420円 × （以下、世帯区分「ア」と同条件）
	ウ 「264,500円未満である世帯」に相当する世帯であり、扶養する子が3人以上いる世帯		10,420円 × （以下、世帯区分「ア」と同条件）

【備考】

- 4月2日以降7月1日までに家計急変が生じた世帯については、別表1に掲げる給付額(年額)とする。
- 「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税である世帯」に相当する世帯の判定方法
家計急変発生後の収入見込額、人的控除等に基づき、都道府県民所得割額及び市町村民税所得割額の合算額を試算し、その合算額が非課税であることを判定する。
上記の方法での判定が困難な場合は、以下の算定式を用いて判定する。
 - ・ 控除対象配偶者又は扶養親族がいる場合
家計急変後の年間総所得金額(見込み) ≤ 35 万円 \times (本人・同一生計配偶者・扶養親族の合計人数) $+ 42$ 万円
 - ・ 控除対象配偶者及び扶養親族がない場合
家計急変後の年間総所得金額(見込み) ≤ 35 万円
- 「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が、上記イ、ウに該当する世帯」に相当する世帯の判定については、個別確認とする。

別表 7 (要項第 4 条関係)

必 要 書 類	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の確認が必要な世帯	家計急変が生じた世帯
1 私立高等学校等奨学給付金受給申請書 (様式 1-1、1-2、1-3、1-4) 【家計急変用】様式あり	○	○
2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が分かる書類 (課税証明書等) 家計急変世帯については、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が、支給対象範囲内である世帯に相当する世帯になったことが分かる書類 (様式 1 の別紙参照)	○	○
3 申請者と生徒の扶養関係及び他に扶養する子の人数がわかる資料 「扶養誓約書」(様式第 14 号)	○	○
4 在学証明書 (様式第 12 号) 既存の在学証明書でも可 <u>県外私立高等学校等に在籍する生徒に限る</u>	○	○
5 口座振替依頼書 (様式第 13 号) <u>県外私立高等学校等に在籍する生徒に限る</u>	○	○
6 住民票 (市町村の発行した謄本又は抄本の原本)	○	○
7 在留カードのコピー又は在留資格の記載のある住民票の謄本又は抄本 (原本) <u>国籍が日本国以外の生徒に限る</u>	○	○
8 委任状 (様式第 8 号) 県内私立高等学校等に在籍する生徒に限る	○	○
9 個人対象要件証明書 (様式第 15 号) 私立高等学校の専攻科に限る	○	○
10 私立高等学校等奨学給付金対象生徒の世帯状況表 (県内家計急変者用) (様式第 16 号) 家計急変世帯に限る	-	○
11 罹災証明書 (様式第 17 号) 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合に限る	○	○
12 再度制服購入が必要である旨の高等学校等による証明書等 (様式第 17 号) 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合に限る	○	○

要項別表 3 及び別表 6 に関する留意事項について

I 私立高等学校等奨学給付金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）を実施するにあたっての留意事項

1 個人情報取得等にあたっての留意事項

奨学給付金を実施する学校法人は、奨学給付金を実施するにあたり取得した情報について適正に管理を行うものとし、当該取得情報を「私立高等学校等奨学給付金」の申請に利用するにあたっては、当該申請に利用することについて、奨学給付金対象者及び関係者の同意を得なければならないこと。

2 奨学給付金対象者及び要件確認にあたっての留意事項

世帯人員、総収入金額等の認定にあたっては、補助対象者それぞれについて、所得額が一定水準以下であることを判断できる書類（市町村長の発行する住民税課税証明書・所得証明書等の公的証明書）の原本又は写しを申請書類と併せて提出させ確認すること。

3 その他実施にあたっての留意点

私立高等学校等奨学給付金に申請をした奨学給付金対象者に係る書類については、年度毎、対象者毎に判別できるようにファイリングするなどの方法により、申請年度終了後から起算して5年間保存しておくこと。

II 対象者の要件

1 奨学給付金対象者の要件

高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱第3条第1項各号及び第2項又は国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱第3条第1項各号及び第2項に規定する専攻科支援金の補助要件を満たす者（特別支援学校の専攻科に通う者及び休学中である者を除く。）であること。

2 家計急変世帯への支援の判断基準となる生計維持者等について

高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）に準じ、以下のとおりとする。

① 父母

当該生徒の父母とする。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）

② 父母に代わって生計を維持するもの

生徒に父母がない場合の基準となる税額は、生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合はその者となる。

③ 生徒本人

生徒に父母がなく、下記（1）～（4）に該当する場合、若しくは父母に代わって生計を維持する者もない場合は、生徒本人となる。

- （1） 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者

- (2) 満 18 歳となる日の前日において児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設若しくは同法第 44 条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
- (3) 満 18 歳となる日の前日において児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
- (4) その他、社会的養護が必要と認められる者

3 家計急変者の要件

(1) 家計急変事由

家計急変者とは、原則、令和 8 年 1 月 1 日以降に、以下の事由により、主として収入を得ている生計維持者等の収入が激減し、就学継続が困難となった者をいう。

※ 災害などに起因しない離職（定年退職など）は、家計急変の対象とはならない。

- ア 勤務する会社等の解雇
- イ 勤務する又は経営する会社等の経営状況の悪化
- ウ 自ら経営する会社等の破産・倒産
- エ 生計維持者の死亡、長期療養
- オ 離婚
- カ その他

(2) 家計急変事由の認定

家計急変事由については、別紙「家計急変該当者であることの証明書類」に記載されている書類にて確認を行うこと。

III 認定にあたっての留意事項

1 家計急変世帯の収入状況の判定等について

(1) 生計維持者等の収入等の基準

家計急変事由により、今年度の生計維持者等の収入が、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が 105,500 円未満に相当すると認められる者を支援の対象とする。

なお、多子世帯（扶養する子が 3 人以上いる世帯）においては、今年度の生計維持者等の収入が、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が 264,500 円未満に相当すると認められる者を支援の対象とする。

(2) 収入状況等の確認方法

① 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額の計算方法

生計維持者等の収入見込額や、扶養親族の人数、令和 6 年度の所得控除の対象となる額（社会保険料等の額、生命保険料・地震保険料控除額、医療費控除の額、住宅借入金等特別控除額など）を確認し、別添の「住民税所得割額試算表（試算シート）」に必要事項を入力し、道府県民税所得割及び市町村民税所得割の額を試算し、判断する。

また、生計維持者等の収入状況が確認できる書類（課税証明書・所得証明書等、所得を証明する公的証明書の原本又は写し）を申請書類と併せて提出させ確認すること。

2 収入状況の確認にあたっての留意事項

(1) 総所得金額等について

① 総所得金額等の範囲

総所得金額等の範囲は、給与所得のほか、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、山林所得、年金収入等、所得税及び住民税の課税対象となる所得のうち継続的に得られる「恒常的な収入」とする。

所得税住民税の課税対象であっても生命保険金、不動産譲渡所得、退職金等の一時的な所得や、遺族年金、労災年金、児童手当、養育費等の恒常的な収入であっても所得税及び住民税の課税対象でない所得は総所得金額には反映しない。

※ 恒常的な収入の例

- ・ 大学生・専門学校生等：アルバイト収入
- ・ 祖父母：年金

② 総所得金額の算出方法

ア 給与所得の場合

総収入額から給与所得控除を控除した額。

市町村長の発行する所得証明書でいうところの「総所得」に相当する。

【給与所得控除額の計算方法】

給与収入の金額（年額）	控除額
190万円以下	65万円
190万円超 360万円以下	給与の収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	給与の収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	給与の収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円を限度

イ 営業等の所得の場合

1年間の総収入金額から、当該所得を得るために実際に必要とする経費を控除した額とし、事業所得及び農業所得については、次による。

A 事業所得：年間売上総額から売上品原価及び営業経費※を差し引いた営業利益（税込）とする。

※ 営業経費とは、雇用人件費、減価償却費その他当該所得を得るために実際に必要とする経費をいう。

B 農業所得：耕作物の種類及び耕作面積による総収量（自家消費分を含む。）を算出し、それぞれの販売価格を乗じて得た総収入金額から、当該所得を得るために実際に必要とする経費（肥料、消毒薬品、種苗及び動力機の消費燃料等の購入費）を差し引いた額とする。

ウ 年金等の収入の場合

公的年金等については原則として、給付された金額全額を所得として計上すること。

③ 総所得金額等の見込額積算

原則として、奨学給付金事業年度の4月1日から翌年の3月31日までの1年間の総収入額の見込みを推定し、給与所得控除等を控除し、総所得金額等の見込みを推定して積算するものとする。

家計急変該当者であることの証明書類

該当する理由	添付する書類
勤務する会社等を解雇された場合	<ul style="list-style-type: none"> 前雇用主による解雇通告書の写し又は離職証明書 雇用保険受給資格者証の写し 前年の所得に関する証明書類（住民税課税証明書等）
勤務する会社等が倒産した場合	<ul style="list-style-type: none"> 勤務する会社等が倒産したことを証明する書類 雇用保険受給資格者証の写し 前年の所得に関する証明書類（住民税課税証明書等）
勤務する会社等の経営状況が悪化し、今年度の収入が激減した場合	<ul style="list-style-type: none"> 前年の所得に関する証明書類 今年度の所得見込書（雇用主が証明したもの）
自らが経営する会社等が破産した場合	<ul style="list-style-type: none"> 破産宣告書の写し 前年の所得に関する証明書類（住民税課税証明書等）
自らが経営する会社等が倒産した場合	<ul style="list-style-type: none"> 税務署に提出した事業廃止届の写し又は保険会社の証明書 前年の所得に関する証明書類（住民税課税証明書等）
自らが経営する会社等の経営状況が悪化し、今年度の収入が激減した場合	<ul style="list-style-type: none"> 前年の所得に関する証明書類（住民税課税証明書等） 今年度の所得見込書（雇用主が証明したもの） 経営状況が悪化したことが判断できる書類
主たる生計を担う者が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> 前年の所得に関する証明書類（住民税課税証明書等） 死亡を証明する書類（死亡証明書、除籍謄本等） 今年度の所得見込書（雇用主が証明したもの）
主たる生計を担う者の疾病、怪我等による長期療養により、会社を休職して収入が大幅に減ったとき	<ul style="list-style-type: none"> 前年の所得に関する証明書類（住民税課税証明書等） 長期療養をしていることを証明する書類（医師の診断書、雇用主の作成した証明書等） 今年度の所得見込書（雇用主が証明したもの）
離婚したとき	<ul style="list-style-type: none"> 前年の所得に関する証明書類（住民税課税証明書等） 離婚したことを証明する書類（戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、個人事項証明書（戸籍抄本）、離婚受理証明等） 今年度の所得見込書（雇用主が証明したもの）

※ 必ず前年の所得と急変後の所得の状況が明らかとなる書類を揃えること。